

Hot Line NEWS

Nonoyama Orthodontic Clinic

ののやま矯正歯科医院

〒739-0024 東広島市西条町御園宇5484番6
フリーダイヤル 0120-17-8790
TEL 082-420-8790 FAX 082-420-8741
http://www.nonoyama-clinic.jp/



2022
January



診療案内

1月 診療日 ○ 休診日 × 午前休診 △

日	月	火	水	木	金	土
						1 ○
2 ×	3 ×	4 ×	5 ×	6 △	7 ○	8 ○
9 ○	10 ○	11 ○	12 ×	13 ×	14 ○	15 ○
16 ○	17 ○	18 ×	19 ×	20 ○	21 ○	22 ○
23 ×	24 ○	25 ○	26 ×	27 △	28 ○	29 ○
30 ○	31 ×					

2月 診療日 ○ 休診日 × 午前休診 △

日	月	火	水	木	金	土
		1 ○	2 ×	3 ○	4 ○	5 ○
6 ×	7 ○	8 ○	9 ×	10 △	11 ○	12 ○
13 ○	14 ×	15 ○	16 ×	17 △	18 ○	19 ○
20 ○	21 ○	22 ○	23 ×	24 ×	25 ○	26 ○
27 ○	28 ○					

3月 診療日 ○ 休診日 × 午前休診 △

日	月	火	水	木	金	土
		1 ○	2 ×	3 △	4 ○	5 ○
6 ×	7 ○	8 ×	9 ×	10 ○	11 ○	12 ○
13 ×	14 ○	15 ○	16 ×	17 △	18 ○	19 ○
20 ○	21 ○	22 ×	23 ×	24 ○	25 ○	26 ○
27 ○	28 ×	29 ○	30 ×	31 ○		

新年のご挨拶

日頃から皆様にはご理解ご協力をいただき厚く感謝お礼申し上げます。

本年も安心して治療を受けて頂くために人材育成、設備、技術の向上など一人一人が研鑽を積んで参ります。

今年も皆様にとって健康で幸多き一年となりますよう心からお祈り致します。ゴールに向かって矯正治療を一緒に頑張りましょう。

ご要望・ご意見ございましたら、お気軽にスタッフまでお声かけください。

今年も ののやま矯正歯科医院 を宜しくお願い致します。

医療費控除のご案内

2021年1月1日～12月31日までにかけた医療費が10万円を超えていれば医療費控除の対象となります。年明け2月から始まる確定申告に向けて資料を準備しておきましょう（還付申告は1月から開始）。当院の領収書には収入印紙はありませんが問題はございません。申告し忘れても、過去5年間までは申請が可能です。

当院でお支払い頂いた治療費は大人も子どもも医療費控除の対象です。

以前は、医療費の領収書を添付または提示することになっておりましたが、現在は、医療費の領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」を添付して提出することとされました。この場合は、医療費の領収書を5年間ご自宅で保存する必要があります。

平成29年から令和元年までの各年分については、医療費の領収書を添付又は提示することもできます。

医療費控除について、詳しくはインターネット、又は管轄の税務署等にお問い合わせ下さい。

*「医療費控除の明細書」は院内にてご用意しております。

次回の予約は

月 日 () 時 分

診療内容は

5～15～30～60～90～120 分程度です。

保険診療の方は毎月保険証の提示をお願いします。
装置は毎回お持ち下さい。

平日:午前 10:00～12:30 午後 14:00～19:00
土日祝:午前10:00～13:00 午後14:00～19:00

★支払方法は 現金・振込・キャッシュカードによるデビットカード払い・クレジットカード払いがございます。

★住所、電話番号、職場、学校、クラブ活動等 治療中に変更があった方はお知らせ下さい。

★歯並びでお悩みのご友人に当院を紹介して下さった方には、粗品を進呈いたします。

★予約日時連絡のメール登録は info-noc@xqq.biglobe.ne.jp 又はこちらのフォームから患者氏名を送信して下さい→

